

平成28年7月吉日

お客さま各位

岡崎信用金庫

金融所得課税の一体化に伴う公共債の特定口座への受入れについて

拝啓 平素は私ども岡崎信用金庫に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、平成28年1月からの税制改正（金融所得課税の一体化）に伴い、**特定公社債等（該当する当金庫取扱商品は、個人向け国債を含む国債、地方債）**については、従来、平成28年1月1日に限り特定口座への受入れが可能でしたが、一定の手続きを行うことを条件に平成28年12月31日まで受入れ可能となりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店または下記のお問い合わせ先までご照会ください。

敬具

記

1. 対象となるお客さま

平成27年12月31日以前から公共債を保有し、当該公共債を特定口座へ受け入れていないお客さま

2. 受入れのお手続きについて

特定口座への受け入れを希望されるお客さまは、お取引店にて特定口座を開設し、「特例上場株式等保管等委託依頼書 兼 特例上場株式等にするための上場株式等にかかる出庫等依頼書」の提出が必要となりますので、下記の書類等を持参のうえ、平成28年12月20日までにお取引店へご来店ください。

【手続き時に必要な書類等】

- ▶ 当金庫にお届けの印章
- ▶ **個人番号（マイナンバー）が確認できる書類（個人番号カード・個人番号通知カード）**
- ▶ ご本人さまを確認できる書類
 - ・ 顔写真付きの書類の場合・・・1種類（例：運転免許証）
 - ・ 顔写真無しの書類の場合・・・2種類（例：保険証と住民票の写し）

【特定口座への受け入れのメリット（源泉徴収選択口座の場合）】

- 源泉徴収選択口座に受け入れた場合、当該口座における譲渡益については確定申告不要
- 源泉徴収選択口座における譲渡損益については、自動的に損益通算を実施（確定申告不要）
- 源泉徴収選択口座に利子等を受け入れた場合に、当該口座に譲渡損失の金額があるときは、年末に当該利子等の金額と自動的に損益通算を実施（確定申告不要）

3. 留意点

- ▶ 特定口座受入れ前に発生した本年中（平成28年1月1日以降）の利払いについては、損益通算をする場合、お客さまご自身で確定申告を行う必要があります。

以上

本件に関するお問い合わせ先
岡崎信用金庫 市場事務部窓販業務課

TEL 0120-053-060

受付時間 平日9:00~17:00